

第三次群馬県循環型社会づくり推進計画の変更案に対する意見

号	提出された意見の概要（要旨）	意見に対する考え方	意見の採択により改正した箇所の有・無	改正箇所	
				改正前	改正後
1	・ぐんま5つのゼロ宣言実現条例を策定する予定について触れるべきではないでしょうか？	第2章第1節4「群馬県の独自の取組」に、記載を追加しました。	有	(記載追加)	また、「二千五十年に向けた『ぐんま5つのゼロ宣言』実現条例」を制定し、「ぐんま5つのゼロ宣言」を法的に位置付けるとともに、条例による法的誘導策と各種の施策を車の両輪として、環境と経済の好循環を創出し、経済社会全体を根底から変革するグリーンイノベーションの取組を加速化させます。
2	・第2章第1節4で群馬県の独自の取り組みとして「ぐんま5つのゼロ宣言」を挙げているので、第4章も5つのゼロ宣言の中でも本計画と関連の深い「プラスチックごみゼロ」及び「食品ロスゼロ」に焦点を当てた章立て及び書きぶりにした方が、他県の作成するこの手の計画と異なる特色ある計画になるのではないかと。	今回は、食品ロス削減推進計画等の個別計画の内容を追加する変更であったため、食品ロスについて現状把握を行った上で、目標等を設定し、県の施策展開で項目立てしました。 御意見を参考にさせていただき、今後、循環型社会づくり関連制度の状況等を鑑み、計画の見直しを行ってまいります。	無		
3	・未利用の林地残材については、森の育成のためにある程度残しておく必要もあるのではないかと。	これまで未利用のまま林地に残置されていた木材を、地域内でバイオマス発電等の燃料として利用するエネルギーの「地産地消」を進めることが重要になります。 一方で、御意見のとおり、森林内の表土保護及び土壌への養分供給の観点から、枝葉等を林地に残すことが有効であるとの調査報告があります。そのため、森林の状況に応じて林地残材の利活用を行ってまいります。	無		
4	・家庭で出る剪定枝や生ごみは、収集方法について別途考える必要があると思う。自分で持ち込みができるなら出したいという人もいますので、どこかの市町村で、モデル的に始めてみる、県はそれを支援する、という仕組みができると良いのではないかと。	家庭から出る剪定枝をバイオマス利用を行うリサイクル業者に住民が直接持ち込む方法を採用している自治体もあります。 剪定枝及び生ごみの収集方法についての優良事例の検討や情報提供等を行い、市町村等における活用の推進を支援します。	無		

第三次群馬県循環型社会づくり推進計画の変更案に対する意見

号	提出された意見の概要（要旨）	意見に対する考え方	意見の採択により改正した箇所 の有・無	改正箇所	
				改正前	改正後
5	<p>・海岸漂着物の施策について、その多くが再掲となっていて、工夫が足りないと感じました。海洋漂着物対策に特化した内容をもっと検討して書き込むべきだと考える。（原因は第2節現状と課題の整理が充分でないためと考えられる。）</p> <p>・「〇〇など他の章の対策と共通する対策以外にこの課題に特化した対策として以下の対策等に取り組む」などとしたらどうか。</p>	<p>今年度実態把握調査を行った結果から、現時点では、これまで実施してきた事業を推進していくことは、海岸漂着物の発生抑制対策としても一定の効果があると考えています。</p> <p>今後も調査を継続し、海岸漂着物を含むプラスチックごみ「ゼロ」に向けた新たな対策を検討します。</p>	無		
6	<p>・木質バイオマスは、発電ではなく熱利用で効率よく使う方を考えていくべき。</p>	<p>木質バイオマスを有効活用するため、発電と併せて熱を利用することも推進します。</p>	無		
7	<p>・廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針は、目標年度が令和2年であり、方針が期限切れになろうとしているものであるため、5年後くらい先を見越した次の動きに対する情報を記載しておく必要があると考えます。</p>	<p>第2章第1節2に掲載している第四次循環型社会形成推進基本計画において、令和7年度目標値が定められています。</p> <p>なお、国は当該方針の内容に大幅な変更の必要がないため、改定を行わないとしています。</p>	無		
8	<p>・スウェーデンの取組に関するコラムでは「熱回収」を良い事例として取り上げているが、プラスチックのリサイクル問題では、わが国が熱回収（サーマルリサイクル）をリサイクルとしてカウントしていることに批判が出ていることから、削除したほうが良いと考える。</p>	<p>本コラムでは、日本以外の国の廃棄物処理に係る取組として、スウェーデンの取組を紹介しているものであり、熱回収については、ごみの焼却熱の有効活用という観点で記載しているものです。</p>	無		
9	<p>・剪定枝は農業資源として位置付けられていますが、公園や街路樹の落ち葉も含めた剪定枝はこの表の中のどこでカウントされているのでしょうか？</p>	<p>農業資源に分類されている剪定枝は農業から発生した剪定枝を推計したものです。</p> <p>公園等の剪定枝については、バイオマス利用されているものもありますが、表中の分類には該当しません。</p>	無		